

## 保存樹等の指定に伴う補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市の生活環境の保全に関する条例（平成17年山口市条例第129号。以下「条例」という。）第7条に基づき、保存樹等の指定に伴う補助金（以下「補助金」という。）を交付する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 市長は、保存樹等の保存に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内において、次により補助金を交付するものとする。

- (1) 保存樹等の病虫害防除に要する経費の2分の1以内の額（上限5万円）
- (2) 保存樹等の保全に要する経費の2分の1以内の額（上限5万円）

(補助金の交付申請)

第3条 所有者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に市が指定した関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の交付を決定する場合、必要に応じて条件を付すことができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第5条 市長は、申請者が補助金の交付に関して付された条件に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金交付の請求)

第6条 申請者は、事業が終わったときは、速やかに完了届（様式第3号）を添付し、補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、その事業に対する必要な検査を実施し、適当であると認めるときは補助金を交付する  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の保存樹等の指定に伴う補助金交付要綱(平成16年4月1日から施行)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

(第3条関係)

保 存 樹 等 防 除 事 業  
保 全

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

山口市長 様

住 所

氏 名

下記のとおり、保存樹等の指定に伴う補助金交付要綱第2条の規定により補助金を交付されるよう申請します。

記

- 1 事 業 名
- 2 所要経費の総額
- 3 交 付 申 請 額
- 4 着手及び完了日
- 5 その他参考事項

添付書類

- 1 設計図及び仕様書
- 2 その他参考となる資料

様式第2号

(第4条関係)

補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

山口市長

印

年 月 日付けで申請のあった保存樹等防除、保全事業につき保存樹等の指定に伴う補助金交付要綱第4条の規定により、次の条件を付し補助金を交付します。

金

円

記

補助金交付の対象となる事業の内容は、当該申請書のとおりとする。

様式第3号

(第6条関係)

完 了 届

年 月 日

山口市長 様

住 所

氏 名

下記の事業は 年 月 日に完了いたしましたので、保存樹等の指定に伴う補助金交付要綱第6条の規定により、お届けします。

記

1 事 業 名

2 事 業 場 所

様式第4号

(第6条関係)

保 存 樹 等 防 除 事 業  
保 全 事 業

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日

山口市長 様

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があつた保存樹等防除、保全事業を別紙のとおり完了いたしましたので、保存樹等の指定に伴う補助金交付要綱第2条の規定により、補助金を交付されるよう請求します。

記

1 事 業 名

2 所要経費の総額